

1400年をタイムトラベル～太子ゆかりの里広域観光戦略業務（計画編）
委託仕様書

1. 業務名 1400年をタイムトラベル～太子ゆかりの里広域観光戦略業務（計画編）

2. 業務目的

人口減少に伴う地域課題に対応するため、王寺町では平成27年度「王寺町総合戦略」を策定し、王寺町独自の人口減少克服と地方創生に必要な3つの基本目標を「住んで満足」「働いて満足」「余暇を満足」と設定し、各施策について取り組んでいるところである。

本業務は、王寺町を基点として、周辺市町を含む観光客の流れをつくることのできるよう、観光産業を活性化させる取組の推進、外国人観光客が王寺町を訪れる交通手段や受け入れ態勢の強化、王寺町の豊かな自然や特徴的な文化財を観光資源として活用する取組を具体化し、観光振興による地方創生を進めることを目的とする。

3. 履行期間 契約締結日～平成29年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 王寺町観光振興ビジョン策定

- ・インバウンド推進するにあたり、町の地域特性からターゲットの絞りこみなどの検証作業、今後の整備内容等を盛りこんだ王寺町独自の観光ビジョンを策定する。

(2) 周遊観光ツール検討業務

- ・鉄道、バス、タクシー等、交通事業者との効果的な連携（聖徳太子わんデイパスの充実、関西国際空港と王寺駅を結ぶリムジンバス誘致、観光タクシー等）や超小型モビリティの効果的な導入検討等。

(3) 観光案内サイン整備計画策定

- ・奈良県の観光案内サイン整備ガイドライン等を踏まえ、町内の観光案内サインの配置、箇所別設置位置、図解標識・図解標識短冊・指示標識のレイアウト等の観光案内サインシステム及びWi-Fi等の基盤整備のあり方について検討し、観光案内サイン整備計画を策定する。なお、計画策定にあたっては、王寺町への観光来訪者の増加を促し、王寺町らしさを最大限にアピールする案内誘導であることに留意すること。

(4) 明神山ゾーン形成検討（修景整備デザイン作成）

- ・明神山山頂の360度の眺望と、平成28年秋頃に「悠久の鐘」が完成予定であることをふまえ、明神山山頂及び周辺の魅力向上を図るための方策について、庁内の勉強会（3回程度想定）を通じて検討を行い、明神山ゾーン整備計画を策定する。

5. 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本町と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、毎月2回以上、原則王寺町地域交流センターにおいて定期ミーティングを

行い、受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

6. プロモーション編受託者との連携

本業務の進行にあたり、1400年をタイムトラベル～太子ゆかりの里広域観光戦略業務（プロモーション編）受託者と連携を図り、情報共有をしながら業務を遂行すること。

7. その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネート）すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

8. 成果品

(1) 王寺町観光振興ビジョン策定

- ・業務完了報告書（任意様式）
- ・観光振興ビジョン（フルカラー） 20部
- ・ビジョン概要版（A3判2つ折り） 10,000部（各戸配布）
- ・各種引用データ及び集計データの成果物
- ・上記の電子データ

(2) 周遊観光ツール検討業務

- ・周遊観光ツール検討報告書 2部
- ・各種引用データ及び集計データの成果物
- ・上記の電子データ

(3) 観光案内サイン整備計画策定

- ・整備計画業務報告書 チューブファイル製本2部
- ・整備計画（案） チューブファイル製本2部
- ・実施計画図（A3程度） 2部
- ・案内地図A1程度、縮小版 2部
- ・上記の電子データ

(4) 明神山ゾーン形成検討（修景整備デザイン作成）

- ・明神山修景整備デザイン計画書 2部
- ・イメージパース（A3判）数箇所各1枚 1部
- ・上記の電子データ

○納品場所 奈良県北葛城郡王寺町久度2-2-1-501
王寺町地域整備部 地域交流課

9. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、本町の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに王寺町に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

王寺町は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に王寺町に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、王寺町個人情報保護条例を遵守しなければならない。

10. 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

17,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払方法

業務完了確認後、全額を払うものとする。